# 農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年9月 稲 沢 市

# 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

# 目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標 ・・・・・・・・・・・・	1
1.	農業の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	農業構造の現状及び見通し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3.	農業経営の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4.	農業経営基盤の強化の方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5.	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標・・・・・	4
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農	:
	の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 ・・・・・・・・・	4
1.	基幹経営体農業経営指標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2.	ステップアップ経営体農業経営指標 ・・・・・・・・・・・・・・	20
第20	)2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標・	22
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する	
	事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
1.	農業を担う者の確保及び育成の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
2.	本市が主体的に行う取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
3.	関係機関の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
4.	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・	
	相互提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
tota a		
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目	
第4	標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標・・・・・・・・	26
第4 1.	標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標 ・・・・・・・ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目	
1.	標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標・・・・・・・ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
1. 2.	標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標・・・・・・・ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26 27
1. 2. 第5	標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標・・・・・・ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26 27 27
1. 2. 第5	標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標 ・・・・・・ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26 27 27
1. 2. 第5	標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標 ・・・・・・ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26 27 27
1. 2. 第5 1.	標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標 ・・・・・・ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26 27 27
1. 2. 第5 1.	標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標 ・・・・・・ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26 27 27
1. 2. 第5 1.	標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標 ・・・・・・ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26 27 27
1. 2. 第5 1.	標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標 ・・・・・・ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26 27 27
1. 2. 第5 1. 2.	標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標 ・・・・・・ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26 27 27 28 28
1. 2. 第5 1. 2.	標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標 ・・・・・・ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26 27 27 28 28
1. 2. 第5 1. 2.	標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26 27 27 28 28
1. 2. 第5 1. 2. 3. 4.	標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26 27 27 28 28 30 31

7.	農地中間管理	里事業の推進	に関	する事	項•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	32
8.	遊休農地の発	<b>生抑制及ひ</b>	再生	に関す	る事	項		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	32
9.	農業経営の円	]滑な継承の	促進	に関す	る事	項		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	32
1 0	. 利用権の設	定等に関す	る事	項••		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	32
1 1	. その他農業	経営基盤強	化促	進事業	の実	施	に厚	目し	必	要7	は事	項		•	•	•	•	•	•	36
第6	その他・・					•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	37
別紙	別紙一1	(第4の1	(1)	関係)		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	38
	別紙一2	(第4の1	(2)	関係)		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	39

#### 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

#### 1. 農業の現状

本市は、愛知県の北西部、名古屋市の北西約13kmに位置し、総面積79.35kmで、東西約14.6km、南北9.2kmと東西にやや長い形状を呈している。地形は木曽川によって堆積された第四紀沖積層に属し、起伏に乏しく平坦である。気候も全般に温暖で交通条件にも恵まれ、古くから都市近郊型農業地帯として発展してきており、市域の86%に当たる67.98kmが農業振興地域に指定され、各種の農産物を生産している。

本市の基幹作物としては、野菜、水稲、植木・苗木、ぎんなん、花き等が挙げられる。野菜については、4品目(6種)が野菜指定産地の指定を受け生産団地を形成しており、愛知西農業協同組合を中心とした共販体制も確立している。水稲については、安全・安心を目的とした特別栽培米が導入されている。植木・苗木(盆栽含む。)については、全国の4大産地の一つに数えられる規模を誇り、かつ栽培の歴史も古く、技術的にも高度なものを備えている。ぎんなんについては、祖父江地域を中心に日本有数の生産地であり、平成21年に地域ブランドとして「祖父江ぎんなん」で地域団体商標の登録をする等、品質向上とPRに力を入れている。花きについては、経営発展のため、施設園芸の導入も図られている。

今後は、農地利用で抱える農業就業者の高齢化、後継者不足、生産資材の高騰、農地のかい廃、流動化の停滞、農村の混住化による農作業の制約や住民とのトラブル等、数多くの問題を解消するため、優良農地を確保するとともに、農地の流動化率を高め、土地利用効率の高い都市近郊型農業への推進を図り、農業の発展をめざす。

また、第6次稲沢市総合計画に示す「持続可能な農業への転換」という重点戦略に基づき、農業振興地域整備計画等に即し、地域住民の意向が十分反映できる土地利用の確保及び農業基盤の整備に努める。

#### 2. 農業構造の現状及び見通し

本市の農業構造については、近年、稲作を中心とした土地利用型農業のみならず、施設園芸の集約型農業においても農業の担い手不足が深刻化している。また、農業者の高齢化が進み、機械更新時や世代交代を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっており、新型コロナウイルス感染症などの新たな脅威による農業への影響も懸念される。

#### 3. 農業経営の目標

本市は、このような地域の農業構造の現状及び見通しの下に、農地を有効利用するため、優良農地を確保しつつ担い手農業者への農用地利用集積、農業生産基盤の整備と農用地の高度利用、農業生産組織の活性化などを図り、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいがあり、また、ゆとりある農家生活の形成を求め、快適な労働・生活環境の整備、地域交流の推進及び女性の役割向上等を図るなど、令和14年度へ向けての農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な魅力ある農業経営を実践する経営体を育成する。

具体的な経営の指標は、本市及び近隣市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとして、下記の表のとおりとし、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域の他産業従事者と概ね同等の年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得が確保できる農業経営を目指す青年等を確保・育成する。

表 1 効率的かつ安定的な農業経営の年間農業所得及び年間労働時間目標

年間農業所得	1人当たりの年間労働時間
主たる従事者 1 人当たり 概ね300万円程度 基幹経営体当たり 概ね600万円程度 1 基幹経営体とは、経営規模等から、他産業と比べてそん色ない所 得を確保しうる効率的かつ安定的な農業経営体(主たる従事者 2 人 を想定)である。 2 目標設定の考え方 市税概要における総所得金額及び就労条件総合調査により算出。 他産業従事者の年間所得(286万円) +1年あたりの退職給付額(30万)=316万円≒300万円 300万円×主たる従事者 2 人=600万円	概ね1,800時間程度

#### 表2 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の年間農業所得及び年間労働時間目標

年間農業所得	1人当たりの年間労働時間
主たる従事者1人当たり	
概ね250万円程度	
賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。	概ね2,000時間程度
他産業従事者新卒(20 歳から24 歳)給与所得(1,200 万円余)	
÷ 5 年間≒250 万円	

#### 4. 農業経営基盤の強化の方策

本市は、将来の農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、担い手の確保・育成を推進するため、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、愛知県尾張農林水産事務所(以下、「尾張農林水産事務所という。」)等の関係機関により構成した協議会及び審査会を十分に機能させ、地域農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた効率的かつ安定的な農業経営体(以下「認定農業者」という。)、法第14条の4第1項の規定により青年等就農計画の認定を受けた新規就農者(以下「認定新規就農者」という。)、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営をめざす意欲的な農業者や生産組織及びこれらの周辺農業者に対して、前述の協議会及び審査会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域農業の将来方向について選択と判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導するとともに、経営改善に向けた取組を実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。また、ICT (情報通信技術)などを活用したスマート農業やGAP手法の普及により、農産物の品質向上や農作業の省力化を推進する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るために、規模拡大による経営発展を図ろうとする認定農業者、認定新規就農者及び今後認定を受けようとする農業者や生産組織に対しては、農業委員会、農業協同組合、農業共済組合等がそれぞれ有する農業者情報や農地情報を必要に応じて共有し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開し、作業性の効率化により集落単位、水系別に集団化・連坦化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

また、農用地の利用集積を進めるに当たっては、利用権の設定等及び農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項)の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

認定農業者等の担い手不足が見込まれる地域においては、農業協同組合、農業協同組合の出資法人、 集落営農組織等による農作業受託機能の強化を図るとともに、農家の後継者を始め、Uターン者、定 年帰農者、新規参入者(企業等を含む)など、意欲ある多様な担い手の就農を促進することにより、 地域農業の維持発展を図る。また、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、 集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、特定農業法人及び特定農業団体制 度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位を拡大し、農業協同組合部会組織等と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一体となり、畑地においても農用地の利用集積を推進して、意欲的な農業経営者の規模拡大に資するよう努める.

施設園芸の集約型農業に対しては、農用地の団地化を図りながら経営規模を拡大し、生産体系に見合った集団化を進める上で、共同育苗施設、省エネルギー施設、集出荷施設等の生産、物流システムを確立し、効率的な経営ができるよう国・県の制度を取り入れ、経営の合理化・省力化を図り増産に努めるとともに、長期的・安定的な出荷体制を整備し、施設園芸農家の育成を図る。併せて集約的な経営展開を助長するため、尾張農林水産事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入、技術の改善等を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、 農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人 をいう。)等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育 成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成し、その経営の 効率化を図り、体制が整ったものについては専門家等と連携しながら、法人形態への誘導を図る。

特に、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織の協業化・法人化を進めて特定農業法人や特定農業団体の設立を図る。

併せて、農業経営基盤の強化の上から、共同利用施設の設置や機械の共同利用等農業協同組合が中心となって、営農システムの確立を図る。

なお、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定※の締結を通じた経営参画を促進するとともに、農業委員や農業協同組合の役員等への登用、人・農地プラン及び地域計画の検討等、地域農業の政策・方針決定の場への参画を促進し、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を本市の農業を支える基幹的な担い手の育成施策の中心に位置付け、計画の実現に向けて、農業委員会の支援により農用地をこれら認定農業者へ集積することはもちろんのこと、その他の支援措置についても集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、計画の認定庁(国、県又は本市)が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、農業経営改善計画の有効期限の満了年(5年目)を迎える認定農業者に対する計画の実践状況の把握、検証を確実に行うこととする。

#### \*家族経営協定

農業経営に携わる全ての家族世帯員が、意欲とやりがいのある魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境等、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めたもの。

5. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

#### (1) 新規就農の現状

本市の新規就農者は毎年8人前後で推移しているが、野菜を始めとした基幹作物の生産量の維持・ 拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要が ある。

#### (2) 農業経営の目標及び新規就農者の確保・育成目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を設定し、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

愛知県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新規就農者の確保目標数年間 200人を踏まえ、本市においては年間10人の新規就農者の確保を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営むうとする青年等の確保に向けた本市の取組

第1の3に示したような農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため新規就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については尾張農林水産事務所や愛知西農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、関係機関・団体等が密接に連携を図り、計画的な就農を支援する。また、新規就農者に対しては、地域の組織活動への誘導を図り、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

# 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺 市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型を次のとおり掲げる。

主要な営農類型は、主たる従事者2人による経営体を想定した「基幹経営体」及び参考として農業所得600万円を確保した基幹経営体が、更なる所得向上(目標農業所得1200万円)を目指すモデルとして「ステップアップ経営体」について示す。

# [基幹経営体]

# (農業経営指標)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 従事者数 2. 0人 雇用労働者 1人	*経営面積 55ha	*(大) 日本 (90PS) 1 1 1 2 2 1 1 3 1 1 1 1 2 2 1 1 3 1 1 1 2 1 2	・管理会計の導入 ・労働力配分の適 正化 ・家族経営協定の 締結 ・法人化の検討	<ul><li>・家族経営協定の 締結に基づく 休日制の導入</li><li>・雇用労働者の安 定確保</li></ul>

# 【算定根拠】

農業粗収益等 — 農業経営費 = 農業所得 5,026万円 4,374万円 652万円

1 品目及び規模

水稲 55ha(主食用:40ha、飼料用:15ha) 7.9時間/10a

2 生産量

273,000kg(主食用:480kg/10a、

飼料用:540kg/10a)

3 単価

主食用:183円/kg、飼料用:23円/kg

4 農業所得率 13.0% 5 単位規模当たりの労働時間

6 1時間当たりの雇用労賃

955円

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施野 ・露地 野菜 な事者 を 変え、 5人 雇用 名人	*経営面積 35a 施設25a *作付面積等 なす35a 施設(促成) 25a 露地(夏秋) 10a	*資本整備 ビニールハウス 2 5 a 作業場 5 0 m トラクター 1 台 台 台 音 管理機 3 も 台 音 野		

農業粗収益 — 農業経営費 = 農業所得 1,904万円 1,261万円 643万円

1 品目及び規模

なす 35a (施設25a、露地10a)

2 生産量

施設47, 500kg (19, 000kg/10a) 露地12, 000kg (12, 000kg/10a)

3 単価

施設330円/kg、露地280円/kg

4 農業所得率 33.7%

- 5 単位規模当たりの労働時間 1,351時間/10a
- 6 1時間当たりの雇用労賃 955円

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設 が 事族 2 雇 2人	*経営面積 施設30a *作付ちご 30a	*資本整備 ビニルハウス 30 a 作暖房地 100㎡ 5 作暖房から 100㎡ 5 下業機 100㎡ 5 作暖房から 100㎡ 5 下ラッツックス 6 a で保治・大学では、 100㎡ 7 を発力を表現では、 200㎡ 7 を発力のでは、 100㎡ 7 を発力のでは、 200㎡ 7 を発力が、 200㎡ 7	・管理会計の導入 ・雇用管理の徹底 ・家族経営協定の 締結	・家族経営協定の 締結に基づく 休日制の導入 ・雇用労働者の安 定確保
# forto _L_   D   I				

農業粗収益 — 農業経営費 = 農業所得 1,733万円 1,118万円 615万円

- 1 品目及び規模 いちご 30a
- 2 生産量

16, 500kg (5, 500kg/10a) 955円

3 単価

1, 050円/kg

4 農業所得率

35. 5%

- 5 単位規模当たりの労働時間 1,584時間/10a
- 6 1時間当たりの雇用労賃

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
営農類型 施設野菜 ふき 従事者数 2.5人	経営規模 *経営面積 施設50a #作付面積等 ふき50a	生産方式 *資本整備 ビニールハウス 暖房機 管理機 動力ラク機 トラ取り ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5台 1台 1台 1台 1台 1台 1台	経営管理の方法 ・管理会計の導入 ・雇用管理の徹底 ・家族経営協定の 締結	農業従事の態様等 ・家族経営協定の 締結に基づく 休日制の導入

農業粗収益 — 農業経営費 = 農業所得 1,095万円 479万円 616万円

1 品目及び規模

ふき 50a

2 生産量

50, 000 kg (10, 000 kg/10 a) 50 a

3 単価

2 1 9円/kg

4 農業所得率

56.3%

5 単位規模当たりの労働時間 878時間/10a

6 借入地面積

営農類型	経営規模	生産力	式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設 一 一 一 一 一 一 一 で 大 本 本 大 を 大 を 大 の の の に の の の の の の の の の の の の の	*経営面積 施設50a *作付面積等 水耕みつば 50a	*資質 * で	ハウス 50a 100㎡ 1台 1台 1台 2台 テム50a	・管理会計の導入 ・雇用管理の徹底 ・家族経営協定の 締結	・家族経営協定の 締結に基づく 休日制の導入 ・雇用労働者の安 定確保

 農業粗収益
 —
 農業経営費
 =
 農業所得

 4,323万円
 3,722万円
 601万円

- 1 品目及び規模水耕みつば 50a
- 2 生産量 82,500kg(16,500kg/10a)
- 3 単価 524円/kg
- 4 農業所得率 13.9%

- 5 単位規模当たりの労働時間 4,755時間/10a
- 6 1時間当たりの雇用労賃 955円

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
営農類型 施設花き ばら 従事者数 家族 2.5人	経営規模 *経営面積 施設35a *作付面積等 ばら35a	生産方式         *資本整備       35a         ガラス温室       80㎡         ロックウールシステム       35a         自動が除機       1つテン         日動が除機       1コンカー・         大で、       80㎡         日本       1カンカー・         おおいこれ       1カンカー・         おおいこれ       1カンカー・         おおいこれ       1カンカー・         おおいこれ       1カカンカー・         自動が洗ります       1カカンカー・         おおいこれ       1カカンカー・         おおい       1カカンカー・         おおいまれ       1カカンカー・	経営管理の方法 ・管理会計の導入 ・家族経営協定の 締結	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,

 農業粗収益
 —
 農業経営費
 =
 農業所得

 2,048万円
 1,437万円
 611万円

1 品目及び規模 ばら 35a 5 単位規模当たりの労働時間 1,302時間/10a

2 生産量

269, 500本 (77, 000本/10a)

3 単価

76円/本

4 農業所得率

29.8%

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
A	A	* で	35 6 0 ㎡ 1 1 1 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	・管理会計の導入 ・家族経営協定の 締結	

農業粗収益 — 農業経営費 = 農業所得 1,785万円 1,156万円 629万円

1 品目及び規模 輪ぎく 35a

2 生産量

350,000本(100,000本/10a) 955円

3 単価

51円/本

4 農業所得率

35. 2%

- 5 単位規模当たりの労働時間 1,544時間/10a
- 6 1時間当たりの雇用労賃

施設 3 0 a         *資本整備         ・管理会計の導入         ・家族経営協定の 統結に基づく 休日制の導入         ・家族経営協定の 統結に基づく 休日制の導入         ・雇用労働者の安定確保           鉢花         *作付面積等 シクラメン どニールハウス 1 5a 助力噴霧機 1台 トラック 1台 ショベルローダ 1台 ショベルロージ 1台 コージ 1台 ショベルロージ 1台 1台 ショベルロージ 1台 ショベルロージ 1台 ショベルロージ 1台 ショベルロージ 1台 ショベルロージ 1台 ショベルロージ	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
	シクラメン 主体 鉢花 従事者数 家族 2.5人 雇用労働者	施設30a *作付面積等 シクラメン 25a アイビーゼ ラニウム 20a その他鉢花	ガラス温室 10a 作業場 100㎡ 暖房機 4台 ビニールハウス 15a 動力噴霧機 1台 トラック 1台 ショベルローダ 1台 *その他 底面給水 温室天窓、横窓自動開閉 エブアンドフローによる かん水の省力化 自家は種(シクラメン) 購入苗(アイビーゼラニ	・家族経営協定の	締結に基づく 休日制の導入 ・雇用労働者の安

農業粗収益 — 農業経営費 = 農業所得 2,206万円 1,548万円 658万円

1 品目及び規模

シクラメン 25 a アイビーゼラニウム 20 a

その他鉢花 10a

5 単位規模当たりの労働時間

2,378時間/10a

6 1時間当たりの雇用労賃 955円

2 生産量

シクラメン 20,000ポット (8,000ポット/10a) アイビーゼラニウム 17,000ポット (8,500ポット/10a)

その他鉢花 12,500ポット(12,500ポット/10a)

3 単価

シクラメン500円/ポットアイビーゼラニウム430円/ポットその他鉢花380円/ポット

4 農業所得率 29.8%

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
グランド カバープ ランツ	*経営面積 100a 施設40a *作付ラー ブー 100a 露 を 100a を が 100a を が 100a を を 20a を 20a を 20a を 20a を 20a を 20a を 20a を 20a を 20a を 20a を 20a を 20a を 20a 20a 20a 20a 20a 20a 20a 20a 20a 20a	*資本整備 ビニールハウス 40 a 作業場兼倉庫 100㎡ トラック 1台 軽トラック 1台 動力噴霧機 1台 ポッティングマシン1基 *その他 優良母樹の確保 防除及び散水の無人化 ポット栽培	・管理会計の導入 ・家族経営協定の 締結	・家族経営協定の 締結に基づく 休日制の導入 ・雇用労働者の安 定確保

 農業粗収益
 —
 農業経営費
 =
 農業所得

 3,621万円
 3,020万円
 601万円

1 品目及び規模

5 単位規模当たりの労働時間

グランドカバープランツ (露地) 60a

900時間/10a 6 1時間当たりの雇用労賃

グランドカバープランツ (施設) 40a 2 生産量

955円

グランドカバープランツ (露地) グランドカバープランツ (施設) :

426,000ポット (71,000ポット/10a) 284,000ポット (71,000ポット/10a)

3 単価

グランドカバープランツ (露地) 49円/ポット グランドカバープランツ (施設) 54円/ポット

4 農業所得率

16.6%

営農類型	経営規模	生産方式	t	経営管理の方法	農業従事の態様等
宮農類型 緑化木 植 者 後 第 2. 用 3人 不 不 第 3人	経宮規模*経菌積190a*作付ザンカー20aカープキー10aその他160a	*資本整備 育苗ハウス	5 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	・管理会計の導入 ・家族経営協定の 締結	農業使事の態禄等 ・家族経営協定の ・家族経営協定の ・森結に基づ入 ・雇用労働者の安 定確保

 農業粗収益
 —
 農業経営費
 =
 農業所得

 1,358万円
 765万円
 593万円

1 品目及び規模(出荷時)

サザンカ類 20a カイヅカイブキ 10a その他 160a 5 単位規模当たりの労働時間 370時間/10a

6 1時間当たりの雇用労賃 955円

2 出荷量

サザンカ類4,400本(2,200本/10a)カイヅカイブキ3,000本(3,000本/10a)その他40,000本(2,500本/10a)

3 単価

サザンカ類300円/本カイヅカイブキ285円/本その他285円/本

4 農業所得率 43.7%

果樹苗木     200a     育苗ハウス     10a     ・家族経営協定の     締結に基づく       主体     トラクター     1台     締結     休日制の導入	営農類型	経営規模	生産方	式	経営管理の方法	農業従事の態様等
均2年間、植木苗木で平 均4年間	果樹苗木 主体 従事者数 家族 2.5人 雇用労働者	200a *作付面積等 果樹苗木 50a 植木苗木	育・定動が掘りを発している。 では、	111111111111111111111111111111111111	・家族経営協定の	休日制の導入 ・雇用労働者の安

農業粗収益 — 農業経営費 = 農業所得 1,800万円 1,204万円 596万円

1 品目及び規模(出荷時)

果樹苗木 50a

植木苗木 150a

5 単位規模当たりの労働時間

448時間/10a

6 1時間当たりの雇用労賃

955円

2 出荷量

果樹苗木 25,000本(5,000本/10a) 植木苗木 37,500本(2,500本/10a)

3 単価

果樹苗木 300円/本 植木苗木 280円/本

4 農業所得率

33.1%

営農類型	経営規模	生産方	式	経営管理の方法	農業従事の態様等
営農類型 露地野菜 ブロッコ リー主体 従事者数 家族 2.0人	*経営面積 250a 借入地 220a *作付面積等 露地延べ	*資本整備 育苗ハタ 作業機車 トララ場 事カララー 軽パラララー 動力植機 管理機 管理機	2 a 100㎡ 1100㎡ 1100㎡ 110 110 110 110 110 11	経営管理の方法 ・管理会計の導入 ・家族経営協定の 締結	農業従事の態様等 ・家族経営協定の 締結に基づく 休日制の導入

 農業粗収益
 —
 農業経営費
 =
 農業所得

 1,310万円
 652万円
 658万円

1 品目及び規模

秋冬ブロッコリー 200 a 春ブロッコリー 50 a 5 単位規模当たりの労働時間 101時間/10 a

6 借入地面積 220 a

2 生産量

秋冬ブロッコリー 30,000kg (1,500kg/10a) 春ブロッコリー 6,500kg (1,300kg/10a)

3 単価

秋冬ブロッコリー 350円/kg 春ブロッコリー 400円/kg

4 農業所得率 50.2%

営農類型	経営規模	生産方	式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜 えだまうれんそう 従事者数 2.5人	*経営面積 100a *作付面積等 露積 200a えだまり 100a ほう 100a	*資本整備 作業場 トラカ噴霧機 管理が ・ 軽ト をの他 ・ 作型組み をがない。 ・ 作型が大	100㎡ 100㎡ 1台台 1台台 1台台 1台台 1台台 1日台 1日台 1日台 1日日 1日日	・管理会計の導入 ・家族経営協定の 締結	・家族経営協定の 締結に基づく 休日制の導入
White I I make					

5 単位規模当たりの労働時間

225時間/10a

# 【算定根拠】

農業粗収益 — 農業経営費 = 農業所得 1,285万円 637万円 648万円

1 品目及び規模

えだまめ 100a ほうれんそう 100a

2 生産量

えだまめ 10,000kg (1,000kg/10a) ほうれんそう 20,000kg (2,000kg/10a)

3 単価

えだまめ555円/kgほうれんそう365円/kg

4 農業所得率 50.4%

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
展開型 果樹 ぎんなん 従事者数 2.0人 雇用労働者 3人	*経営面積 150a *作付面積等 ぎんなん 150a	*資本整備 軽トラック 皮むさ機 ぎんなん選別機 乾燥機 倉庫 *その他 塩水選別による品	1台 15㎡	・管理会計の導入 ・家族経営協定の 締結	・家族経営協定の ・家族経営協定の ・締結に基づく 休日制の導入 ・雇用労働者の安 定確保

 農業粗収益
 —
 農業経営費
 =
 農業所得

 1,007万円
 387万円
 620万円

品目及び規模
 ぎんなん 150a

2 生産量

7, 500 kg (500 kg/10 a)

- 3 単価
  - 1, 342円/kg
- 4 農業所得率 61.6%

- 5 単位規模当たりの労働時間 110時間/10a
- 6 1時間当たりの雇用労賃 955円

緑化木       *経営面積       *資本整備       ・ 管理会計の導入       ・家族経営協定の         ポット苗       80a       ドラクター       1台       締結         従事者数       1台       2台       締結         家族       1台       2台       本作付面積等       経トラック       2台         雇用労働者       延べ面積       1台       動力噴霧器       1台         水リーブ       30a       大リーブ       30a         その他       50a

 農業粗収益
 —
 農業経営費
 =
 農業所得

 1,328万円
 722万円
 606万円

1 品目及び規模

オリーブ 30a その他 50a 5 単位規模当たりの労働時間 7 9 時間/10 a

2 生産量

オリーブ 3,900鉢 (1,300鉢/10a)その他 12,500鉢 (2,500鉢/10a)

3 単価

オリーブ1,000円/鉢その他750円/鉢

4 農業所得率 45.6%

# [ステップアップ経営体]

# (農業経営指標)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲・小麦 従事者数 経営者1人 雇用労働者 3人	*経営面積 8 Oha *作付面積等	*資本整備 (大・中型機械化体系) トラクター (60PS) 3台 トラクター (90PS) 2台 田植機 (8条) 1台 V溝直播機 2台 麦播種機 1台 乗用管理機 2台	・管理会計の導入 ・労働力配分の適 正化 ・パソコンによる ほ場、作業管理 ・常用雇用者に対	・家族経営協定の 締結に基づく 給料制、休日制
		自	化 ・雇用労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底	

# 【算定根拠】

農業粗収益等 — 農業経営費 = 農業所得

7,562万円 6,368万円 1,194万円

1 品目及び規模

水稲 65ha

5 単位規模当たりの労働時間 7. 4時間/10a

(主食用: 45ha、飼料用: 20ha)、小麦 15ha

3 2 4, 0 0 0 kg(主食用:4 8 0 kg/1 0 a

6 1時間当たりの雇用労賃 955円

524,000kg (主度用:480kg/10a 飼料用:540kg/10a)

7 2, 0 0 0 kg (小麦:4 8 0 kg/1 0 a)

3 単価

2 生産量

主食用:183円/kg、飼料用:23円/kg、小麦:40円/kg

4 農業所得率 15.8%

営農類型	経営規模	生産方	式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹	*経営面積	*資本整備		・管理会計の導入	・雇用労働者の安
イチジク	10 h a	雨よけハウス	0.5 h a	・雇用管理の徹底	定確保
		運搬機	6台		
従事者数		トラック	6台		
経営者	*作付面積等	かん水設備	10 h a		
3人	延べ面積	動力噴霧器	6台		
	10 h a	作業場	$4~0~0~\text{m}^2$		
雇用労働者	露地	(兼直売所)			
60人	9.5 h a				
	雨よけ				
	0.5 h a				

農業粗収益 農業経営費 農業所得

12,960万円 11,750万円 1,210万円

1 品目及び規模

露地イチジク 9.5 h a 5 単位規模当たりの労働時間 605時間/10a

雨よけイチジク

0.5 h a

6 1時間当たりの雇用労賃

955円

2 生産量

露地イチジク 152,000kg (1,600kg/10a)

雨よけイチジク

10, 000 kg (2, 000 kg/10 a)

3 単価

露地イチジク

800円/kg

雨よけイチジク

800円/kg

4 農業所得率

9.3%

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

#### 「個別経営体】

#### (農業経営指標)

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
施設•露地		*資本整備		・管理会計の導入	・雇用労力の安定
野菜	2 O a	ビニールハウス	I O a	日在女川の寺へ	確保
	2 0 a				1年1木
なす		作業場			
		トラクター	1台		
		トラック	1台		
従事者数	*作付面積等	軽トラック	1台		
経営者1人	なす20a	管理機	1台		
	施設(促成)	暖房機	1台		
雇用労働者	1 0 a	動力噴霧機	1台		
2人	露地(夏秋)	炭酸ガス発生機	2台		
	1 0 a	環境モニタリング装置			
			2台		
		防風網一式	1式		
		   *その他			
		- ,—			
		施設栽培と露地栽培を組			
		み合わせた周年出			
		購入苗(成苗)の	利用		
		単為結果性品種の	利用		

# 【算定根拠】

 農業粗収益
 —
 農業経営費
 =
 農業所得

 897万円
 645万円
 252万円

1 品目及び規模

なす 20a (施設10a、露地10a)

2 生産量

施設17,000kg(17,000kg/10a) 露地12,000kg(12,000kg/10a)

3 単価

施設330円/kg、露地280円/kg

4 農業所得率 28.1%

- 5 単位規模当たりの労働時間 1,249時間/10a
- 6 1時間当たりの雇用労賃 955円

営農類型	経営規模	生産方式	Ċ	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜ファッコリー主体 従事者数 経営者1人	*経営面積 100a	*資本整備 本整備 本整	2 a 1台 100㎡ 1台 1台 1台 1台 1台	・管理会計の導入	辰未從事の忠怀寺
		*その他 作型組み合せに の拡大	こよる作期		

農業粗収益—農業経営費=農業所得629万円363万円266万円

1 品目及び規模

秋冬ブロッコリー 100a 春ブロッコリー 20a 5 単位規模当たりの労働時間 1 4 7 時間/10 a

2 生産量

秋冬ブロッコリー 15,000kg (1,500kg/10a) 春ブロッコリー 2,600kg (1,300kg/10a)

3 単価

秋冬ブロッコリー 350円/kg春ブロッコリー 400円/kg

4 農業所得率

42.3%

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜 えだまめ ・ほうれんそう 従事者数 経営者1人	*経営面積 60a  *作付べるのは 120a えだれるのは 20は 20は 20は 20は 20は 20は 600 a	軽トラック 1 動力噴霧機 1 管理機 1	台台台台台台	・管理会計の導入	・雇用労力の安定確保

 農業粗収益
 —
 農業経営費
 =
 農業所得

 616万円
 361万円
 255万円

1 品目及び規模

えだまめ 40 a夏どりえだまめ 20 aほうれんそう 60 a

5 単位規模当たりの労働時間 194時間/10a

6 1時間当たりの雇用労賃 955円

2 生産量

えだまめ 3,600kg ( 900kg/10a) 夏どりえだまめ 1,000kg ( 500kg/10a) ほうれんそう 10,800kg (1,800kg/10a)

3 単価

えだまめ550円/kg夏どりえだまめ400円/kgほうれんそう350円/kg

4 農業所得率

41.4%

	営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
従事者数 経営者 *作付面積等 1人 雇用労働者 2人 40a かん水設備 50a 動力噴霧器 1台 作業場 50㎡	イチジク 従事者数 経営者 1人 雇用労働者	40a *作付面積等 延べ面積 露地	トラック かん水設備 動力噴霧器	1台	・管理会計の導入	・雇用労力の安定確保

 農業粗収益
 —
 農業経営費
 =
 農業所得

 700万円
 426万円
 274万円

1 品目及び規模 露地イチジク40a 5 単位規模当たりの労働時間 605時間/10a

6 1時間当たりの雇用労賃 955円

2 生産量

露地イチジク 10,000kg (2,500kg/10a)

3 単価

露地イチジク 700円/kg

4 農業所得率 39.1%

#### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品であるキャベツ、なす、はくさい、ほうれんそう、水稲、植木・苗木、ぎんなん、花きなどの農産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、稲沢市における農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備等の支援を行う。

#### 2. 本市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施等のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応など、必要となるサポートを就農準備から定着まで愛知西農業協同組合とともに一貫して行う。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

#### 3. 関係機関との連携

本市は、県、農業委員会、愛知西農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を実施する。

4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、就農等希望者が必要とする情報及び経営の移譲を希望する農業者の情報を適宜県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

# 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の 効率的かつ総合的な利用に関する目標

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び 集約化に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、次に掲げる程度である。

#### ○効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
おおむね40%	1 シェアの算定に当たっての分母とする農用地は耕地面積とする。 2 シェアの算定に当たっての分子とする農用地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営)が利用集積(自己所有、借入及び特定農作業受託)をしている面積とする。

# ○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化についての目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する経営農地の面的集積の割合が高まるように本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農用地利用改善団体による利用権の設定等や農地中間管理機構による農地中間管理事業等の実施や人・農地プラン及び地域計画でまとめられた地域の方針の検証・改善を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、分散する農用地の集約化を促進していく。

#### 2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良 区等関係機関及び関係団体の役割分担と緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の受け手)の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農地の利用集積の取組を促進する。また、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速させる。

# 第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項

本市は、愛知県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本市農業の地域特性、則ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や高齢化などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画に関する事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑥ 人・農地プラン及び地域計画による担い手への農地集積・集約化の推進に関する事業
- (7) 農地中間管理事業の推進に関する事業
- (8) 遊休農地の発生抑制及び再生に関する事業
- ⑨ 農業経営の円滑な継承の促進に関する事業

- ⑩ 利用権の設定等に関する事業
- ① その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。
- ア. 稲沢地域においては、市の中央に位置し、市街化が進んでいるものの、露地野菜、水稲が生産されている。農地中間管理事業及び利用権の設定等により担い手不足、高齢化対策を行い耕作放棄地の解消等を図り、効率的に活発な農業生産を行い、地域の特色を十分に生かした土地利用をするよう努める。
- イ. 小正地域においては、稲沢地域と同様に市街化が進んでいるものの、北部では施設野菜が盛んであるので、農地中間管理事業及び利用権の設定等により規模を拡大し、農業経営の改善を図る事業を実施し、連坦的なほ場の条件下で効率的な生産が行えるよう努める。
- ウ. 下津地域においては、名神高速道路の一宮インターチェンジにも近い地理的条件もあり、他産業からの農地の土地需要が高く、混在化も著しいが、市内有数の露地野菜生産地帯であり、また、農業経営基盤の強化を促進する事業を実施することにより規模の拡大化を図り、基盤の強化による安定した農業経営が図られるよう努める。
- エ. 明治地域においては、伝統と高度な技術による植木・苗木を中心にした農業地域であり、全国的な産地に相応した生産量、販売規模を確立している。農業経営の近代化を図り、農業経営基盤の強化を促進するように努める。また、一層の植木・苗木産業の振興に努める。
- オ. 千代田地域においては、本市における農業生産の中心であり、花き・施設野菜、植木、苗木等を積極的に取り組んでいる。しかし、近年Uターン現象も一部にみられるものの、数は少なく就業者の高齢化が進行し、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業が急務となっている。また、生産体制の強化を図るため、組織の再編成、経営の合理化等を踏まえた農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業を積極的に取り組み、効率的な生産が行えるよう努める。
- カ. 大里地域においては、市の南東部に位置し、名古屋市に最も近く、近年は都市化が著しく農用地 の減少が進んでいるものの、露地野菜を中心に一部施設野菜が生産されている。農地中間管理事業 及び利用権の設定等により集約化に努める。
- キ. 祖父江地域においては、市の西部に位置し、大規模な稲作農業をはじめ土地利用型農業として露地栽培、ぎんなん、植木、苗木等が盛んである。また集約型農業の施設園芸においては、高収益性の作目、作型を担い手農家を中心に導入して、地域として産地化に取り組んでいる。一層の生産体制の強化を図るため、経営の合理化等を踏まえた農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業を積極的に取り組み、効率的な生産が行えるよう努める。
- ク. 平和地域においては、市の南部に位置し、水稲・施設園芸・野菜及び植木・苗木の複合経営が中心であるが、担い手不足、高齢化が顕著であるので、農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業を積極的に取り組み、効率的な生産が行えるよう努める。 以下、各個別事業ごとに述べる。
- 1. 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他 第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

市は、地域計画の策定にあたって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良 区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を 行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

- 2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- (1) 農用地利用改善事業の実施の促進 本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助 長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。
- (2) 区域の基準 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条

件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用 地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~数集落)とするものとする。

#### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

# (4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
  - イ. 農用地利用改善事業の実施区域
  - ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
  - 工. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
  - オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

# カ. その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

#### (5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及 び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「農業経営基盤強化促進法の基 本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知)様式第6-1号 の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
  - ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものである こと。
  - ウ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
  - エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めると ころに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
  - ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)による改正前の農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号。以下「政令」という。)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
  - ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について (5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が (5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。
  - ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
  - イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
  - ウ.②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。) において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者(所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。
- ④ ②で規定する事項が定められている特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### (7)農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。
- (8) 農用地利用改善事業の指導、援助
  - ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
  - ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、尾張農林水産事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。
- 3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進 に関する事項
- (1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の 設定等への移行の促進
- カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
- (2) 農業協同組合による農作業の受委託あっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行お うとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進等により、農作業 受委託の促進に努めるものとする。

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ること。

4. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、尾張農林水産事務所等の関係機関と連携を図り、一体化した協議会活動を推進し、人材育成方針を定め、学校等での体験農業・親子セミナー等の実施、及び就農者の資質向上対策を図ることにより高い能力を有した農業者を育成し、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な農業法人等での実践的研修、担い手としての女性の能力向上に向けた研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入、専門家と連携した法人化による利潤を追求した企業経営に類した企業経営的経営体の育成、高齢者、非農業者等の労働力の活用システムの整備を行う。

5. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携体制を整備 し、次の取組を重点的に推進する。

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組
  - ア. 受入環境の整備

尾張農起業支援センター(尾張農林水産事務所農業改良普及課内に設置。以下「農起業支援センター」という。)、農起業支援ステーション(愛知県立農業大学校就農企画課内に設置。以下「農起業支援ステーション」という。)、愛知西農業協同組合等と連携しながら、就農相談を実施し、新規就農希望者に対し、本市での就農に向けた情報(研修情報等)の提供を行う。また、市内の農業法人や先進的な農業者等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ. 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来的の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組
  - ア. 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援 本市が主体となって愛知県立農業大学校や尾張農林水産事務所、農業委員、農業経営士、愛知

西農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導を行う他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適正に行うことができる仕組みをつくる。

イ. 就農初期段階での地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することがないよう、人・農地プラン及び地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、商工会等とも連携して、出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ. 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、尾張農林水産事務所が実施する新規 就農者対象のセミナー等への参加や生産部会等への加入を推進し、栽培・飼養管理技術や経営管 理技術の習得を支援する。

エ. 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プラン及び地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく 青年等就農計画の作成を促し、経営開始資金や青年等就農資金、強い農業づくり総合支援交付金 等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと 導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の 策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農起業支援センター及び農起業支援ステーション、 生産や経営に関する知識・技術の習得については愛知県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては尾張農林水産事務所、農業協同組合組織、本市認定農業者及び農業経営士、農地の確保については農業委員会及び農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

- 6. 人・農地プラン及び地域計画による担い手への農地集積・集約化の推進に関する事項 農業委員会、農業協同組合、土地改良区等と連携して、地域での話し合いの結果に基づき、地域の 農地集積の主体となる中心経営体や将来の農地の姿を定め、地域の担い手への農地の集積・集約化を 推進する。
- 7. 農地中間管理事業の推進に関する事項

人・農地プラン及び地域計画に定められた担い手への農地集積を実践するため、地域全体で農地の 集積・集約化が効率的かつ効果的な促進につながるよう、本市や農業委員会、農業協同組合の関係機 関が一体となって推進する。

8. 遊休農地の発生抑制及び再生に関する事項

近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者、認定新規就農者等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。また、実質化された人・農地プラン及び地域計画を通じて、近い将来の農地の出し手と受け手を明らかにし、農地の集積・集約化を図り、併せて各種事業なども活用しながら、遊休農地の発生抑制と再生をする。

9. 農業経営の円滑な継承の促進に関する事項

農業経営の円滑な継承のため、専門家と連携し、農業経営の法人化や親元就農への支援、第三者承継に係る相談の実施などにより、円滑な世代交代を促進する。

- 10. 利用権の設定等に関する事項
- (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件
- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において 備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
  - ア. 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の (ア) から (オ) までに掲げる要件のすべて (農地所有適格法人にあって

- は、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。
- (ア) 耕作又は養畜の事業に供するべき農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発 した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜 の事業を行うと認められること。
- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいること。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)及び(エ))のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来に農業後継者が確保できることとなる場合その他特別の事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん事業実施要領(昭和45年1月12日付け44農地B第3712号農林事務次官)の趣旨に沿った一定水準以上の者であること。
- イ. 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける 土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ. 農業用施設用地 (開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む) として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有するものが利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関して定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令第5条で定める者を除く。)は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
  - ア. その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を 開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の 事業を行うと認められること。
  - イ. その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業 経営を行うと見込まれること。
  - ウ. その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等(農地法第3条第3項第3 号に規定する業務執行役員等をいう。)のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。)が、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
  - なお、農地所有適格法人による利用権の設定等を行うため農地所有適格法人の構成員が利用権の 設定等を受ける場合には、当該農地所有適格法人の経営の育成に資するようにするものとし、いや しくも農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする必要がある。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において 備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

#### (2) 利用権の設定等の内容

設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い (持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方 法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含 む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

#### (3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成にあたっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、及び農地中間管理機構を除く。)から②のアからウの要件を判断するために必要な事項を記載した開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるとき に農用地利用集積計画の手続きを進める。
  - ア. 当該開発事業の実施が確実であること。
  - イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可 し得るものであること。
  - ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準 にしたがって許可し得るものであること。

#### (4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の約30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定等(又は移転)を内容として定める。

# (5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者、認定新規就農者等で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者、認定新規就農者等に対する利用権設定等の調整が整ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率 化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(または移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の約90日前までに申し出るものとする。

#### (6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②及び③の規定による土地改良区、農用地利用改善団体又は農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①及び②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7)農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。なお、⑥のイに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、 始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定等(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
  - ア. その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に 利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ. その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
    - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
    - (イ) 原状回復の費用の負担者
    - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
    - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- (7) ①に規定する者の農業経営の状況

#### (8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。) の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

# (9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による 農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利 用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告す る。

#### (10) 公告の効果

本市が (9) の規定により公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

#### (12) 紛争の処理

本市は、利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

- (13) 農用地利用集積計画の取消し等
  - ① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用 地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1) の④に規定する者(農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号) による改正前の法(以下、「旧法」という。)第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当 の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
    - ア. その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
    - イ. その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
    - ウ. その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。
  - ② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
    - ア. (9) の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の 設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにも かかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
    - イ. ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
  - ③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本市の掲示板への掲示により公告する。
  - ④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
  - ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。
- 11. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項
- (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携 本市は、1から10までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、 以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア. 本市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、未ほ場整備地区を解消し、カントリーエレベーター、水稲育苗施設、花き・野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、さらに植木流通施設を統合整備し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- イ. 強い農業・担い手づくり総合支援交付金等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ウ. 本市における水田農業の構造改革の推進に向けた積極的な取組みによって、需要に応じた生産 等望ましい経営の育成を図ることとする。特に、集団的土地利用を推進するため農用地利用の集 積、連担化、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資する よう努める。
- エ. 本市汚水適正処理構想に基づき、地域特性を考慮した汚水処理施設の適正な整備区域・整備手法を選定し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- オ. 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な推進 に資することとなるよう配慮するものとする。

#### (2) 推進体制等

#### ① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、尾張農林水産事務所、農業協同組合、土地改良区及び農用地利用改善団体 その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、令和12 年度に向けて、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に 資するための実現方策等について各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長 期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、 関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積 を強力に推進する。

#### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、それぞれが果たす役割の発揮を通じて農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、関係機関、団体と相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

# 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

付 則

この基本構想は、平成12年4月5日から施行する。

付 則

この基本構想は、平成18年10月18日から施行する。

付 則

この基本構想は、平成22年6月10日から施行する。

付 則 この基本構想は、平成24年3月1日から施行する。

この基本構造は、平成24年3月1日から施行する。 - 付 - 則

この基本構想は、平成26年9月26日から施行する。 付 則

この基本構想は、平成29年12月15日から施行する。 付 則

この基本構想は、令和3年12月9日から施行する。

付 則

この基本構想は、令和5年9月27日から施行する。

#### 別紙1 (第5の10(1)関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行う ものとする。

- (1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
  - 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合 (旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項)
  - 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

(その土地を効率的に利用することができると認められること。)

- (2) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
  - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 (その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。)
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 (その土地を効率的に利用することができると認められること。)
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 (その土地を効率的に利用することができると認められること。)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を 目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

#### ①存続期間(又は残存期間)

- 1. 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は 10年、開発して農用地とすることが適当な土地 について利用権の設定等を行う場合は、開発して その効用を発揮する上で適切と認められる期間 その他利用目的に応じて適切と認められる一定 の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用 地において栽培を予定する作目の通常の栽培期 間からみて3年とすることが相当でないと認め られる場合には、3年と異なる存続期間とするこ とができる。
- 2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。
- 3. 農用地利用集積計画においては、設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を得るものとする。

#### ②借賃の算定基準

- 1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。
- 2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の 採草放牧地の借賃の額に比準して算出し、近傍の借 賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地につ いて算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧 地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定す る。
- 3. 開発して農用地とすることが適当な土地について は、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区 分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を 総合的に勘案して算定する。
- 4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。

この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。

#### ③借賃の支払方法

- 1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。
- 2.1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。
- 3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則 として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃 の支払等を履行するものとする。

#### ④有益費の償還

- 1. 農用地利用集積計画においては、利用権の設定等 (又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地 を返還するに際し民法の規定により当該農用地の 改良のために費やした金額その他の有益費につい て償還を請求する場合その他法令による権利の行 使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名 目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはなら ない旨を定めるものとする。
- 2. 農用地利用集積計画においては、利用権の設定等 (又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地 を返還する場合において、当該農用地の改良のため に費やした金額又はその時における当該農用地の 改良による増価額について当該利用権の当事者間 で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基 づき本市が認定した額をその費やした金額又は増 価額とする旨を定めるものとする。

Ⅲ 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準
Iの①に同じ	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。
	2. 農業用施設については、その農業用施設用地の 近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定 し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用 地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定 資産税評価額等を勘案して算定する。
	3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。

③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの③に同じ	Iの④に同じ

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準
Iの①に同じ	1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。
	2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」	Iの④に同じ
とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委	
託者 (損失がある場合には、受託者という。)」と読	
み替えるものとする。	

# IV 所有権の移転を受ける場合

#### ①対価の算定基準

土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ 近傍類似の土地の通常の取引(農地転用のために農 地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所 有権を取得するため高額の対価により行う取引そ の他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価 額に比準して算定される額を基準とし、その生産力 等を勘案して算定する。

#### ②対価の支払方法

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

#### ③所有権の移転の時期

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

なお、独立行政法人農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、独立行政法人農業者年金基金の定めるところによるものとする。